

# 審 査 基 準

平成27年3月26日

法 令 名	鳥取県個人情報保護条例
根 拠 条 文	第23条第1項
処 分 の 概 要	個人情報の訂正決定等
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会、鳥取県警察本部長
法 令 の 定 め	鳥取県個人情報保護条例第24条各号
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none"><li>第1号（法令等に関する情報）関係 本号は、法令に訂正できないことを明確に規定している情報をいう。</li><li>第2号（訂正権限がない情報）関係 本号は、実施機関以外の者が自らの権限と責任で作成した情報をいう。</li><li>第3号（正当な理由がある情報）関係 本号は、正確な事実確認ができない情報等をいう。</li></ol>
標 準 処 理 期 間	30日
申 請 先	警察本部警務部広報県民課又は警察署の担当窓口
問 い 合 わ せ 先	警察本部警務部広報県民課 (電話 0857-23-0110)
備 考	